

# 名古屋大学医学部附属病院 監査の受け入れに関する標準業務手順書

平成30年8月1日  
第6版

病院長承認日：平成30年8月1日

## **第1章 目的**

本手順書は、「治験標準業務手順書」第10条第2項に基づき、治験依頼者（治験依頼者が業務を委託した者を含む。以下同じ。）が実施する、又は自ら治験を実施する者が実施させる監査の受け入れに関し、必要な手順を定めるものである。

## **第2章 受け入れの準備**

1. 病院長、治験責任医師、治験薬管理者、記録保存責任者及び先端医療開発部等は、治験依頼者が実施する、又は自ら治験を実施する者が実施させる監査を受け入れる。また、原資料等の全ての治験関連記録（以下「原資料等」という）の閲覧に供する。
2. 治験依頼者による治験においては、治験責任医師及び先端医療開発部等は、監査の計画及び手順について治験依頼者に口頭又は必要に応じて監査の業務手順書の提出を求めて確認する。医師主導の治験においては自ら治験を実施する者が作成した監査の業務手順書を先端医療開発部へ提出させ、監査の計画及び手順を確認する。なお、監査には医療機関の治験システム（実施体制）に対する監査と個々の治験に対する監査があり、それぞれの監査の対象及び方法等が異なることに留意する。
3. 治験責任医師及び先端医療開発部等は、原資料等の内容・範囲について治験実施計画書等に基づいて監査担当者に確認する。なお、治験の実施状況等を踏まえてその追加、変更を行う必要が生じ得ることに留意する。
4. 先端医療開発部は、治験依頼者又は自ら治験を実施する者が指名した者から病院情報管理システムの利用に関する誓約書を受領する。また、監査担当者から電子カルテの利用に関する誓約書を受領する。

## **第3章 監査実施への準備と対応**

先端医療開発部は、監査を円滑に実施するために、以下の事項について確認及び準備を行う。

### **1. 監査の対応者**

先端医療開発部は、監査担当者から実施医療機関を訪問して行う監査実施の申入れを受けたとき、監査の内容及び手順に応じて、本院側の対応者を定める。

### **2. 監査担当者の要件の確認**

先端医療開発部は、直接閲覧実施者より履歴書及び直接閲覧実施者が当該治験の監査担当者として指名された者であることを証するものを受け取り、監査担当者の要件を満たしていることを確認する。

るかを確認する。

### 3. 閲覧場所の確保

直接閲覧を伴う監査の場合には、原資料等と症例報告書、その他の治験依頼者への報告書及び通知文書等との照合等が行われるため、先端医療開発部は、被験者のプライバシーの保護の観点から、原則、先端医療開発部内で照合作業が可能な場所を準備する。

### 4. 直接閲覧実施申込の受付

先端医療開発部は、治験依頼者又は自ら治験を実施する者が指名した者から監査実施の申込みを受けた場合、実施日時を調整し、直接閲覧実施者から直接閲覧実施連絡票を事前に受領する。

なお、直接閲覧実施連絡票の受領確認の連絡は行わないものとする。

## 第4章 監査の実施

### 1. 治験システム（実施体制）に対する監査

先端医療開発部は、医療機関における治験システム（実施体制）がGCPに照らして適正に構築され、かつ適切に機能していることを示す資料を監査担当者の求めに応じて示す。

### 2. 各治験に対する監査

治験責任医師、治験分担医師、治験協力者、治験薬管理者、記録保存責任者又は先端医療開発部は、以下の事項がGCP、治験実施計画書及び治験の契約等を遵守して適切に行われていることを示す資料を監査担当者の求めに応じて示す。

- 1) 治験を適正かつ円滑に行うのに必要な全ての資料・情報の受領
- 2) 治験分担医師及び治験協力者の業務分担
- 3) 説明文書・同意文書の作成及び治験依頼者への提出
- 4) 治験審査委員会が治験の実施又は継続実施を承認していること及びこれに基づく病院長の指示・決定が治験依頼者及び治験責任医師へ文書で通知されていること、並びに当該委員会がGCPに従って運営されていること等を示す文書の治験依頼者への提出
- 5) 被験者の選定及び被験者からの同意取得
- 6) 正確かつ完全な症例報告書その他治験依頼者への報告書・通知文書等の作成及び提出・通知
- 7) 治験薬の管理
- 8) 治験責任医師からの治験終了の報告書に基づく治験審査委員会及び治験依頼者への文書通知
- 9) 正確かつ完全な原資料等の必須文書の作成及び記録保存責任者による保存
- 10) その他監査担当者が求める事項

## **第5章 監査終了後の対応**

1. 先端医療開発部は、監査終了後、監査担当者より直接閲覧の結果について報告を受ける。
2. 監査終了後、監査担当者より提案事項等が示された場合、治験責任医師、先端医療開発部等は対応を決定するものとし、必要に応じ、先端医療開発部は提案事項等を病院長に報告する。
3. 治験責任医師、先端医療開発部等は、監査担当者から提案事項等に対する対応を確認したい旨の要請があった場合、これに応じる。

## **第6章 その他**

1. 本手順書は、治験事務室が起案し、I R Bの審査を経て、病院長の承認を得るものとする。

### **附則**

- 1 本手順書は、平成28年12月1日から施行し、平成28年11月7日から適用する。
- 2 本手順書の施行の際、旧名称を使用されている書類等については、適宜読み替えるものとする。

### **附則（平成30年8月1日第6.0版）**

- 1 本手順書は、平成30年8月1日から施行する。
- 2 本手順書の施行の際、旧名称を使用されている書類等については、適宜読み替えるものとする。